

3 不服申立制度等改正関係資料

(1) 平成20年度税制改正大綱（抄）

（平成19年12月13日 自民党・公明党）

第二 平成20年度税制改正の基本的考え方

7 円滑・適正な納税のための環境整備

（略）

また、行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、国民の権利利益の救済等に資する国税の不服申立手続の改善を図るとともに、今後とも適時その見直し、改善を行っていく。

以上のとおり、我々は、経済・社会全般の幅広い分野にわたる税制面への要請に適切に応えることを目指していく。あわせて、税制を円滑かつ公平に執行するため、必要な定員の確保も含め税務執行体制の一層の充実を図る。

第三 平成20年度税制改正の具体的内容

七 円滑・適正な納税のための環境整備

（国 税）

5 国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

- (1) 「異議申立て」を「再調査請求（仮称）」に名称変更する。
- (2) 不服申立期間を処分があったことを知った日から3月以内（現行2月以内）に延長する。
- (3) 再調査請求（仮称）についての決定を経ずに審査請求をすることができる期間を2月（現行3月）に短縮する。
- (4) 審査請求人の処分庁に対する質問、争点及び証拠の整理等の手続規定の整備を行う。
- (5) その他所要の整備を行う。

(2) 平成22年度税制改正大綱（抄）

（平成21年12月22日 閣議決定）

第3章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

(2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分
の理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、
適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

(6) 納税環境整備に係るPTの設置

以上、(1) 納税者権利憲章(仮称)の制定、(2) 国税不服審判所の改革、(3) 社会保障・税共
通の番号制度導入、(4) 歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェ
クト・チーム(PT)を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出
します。

(後略)

(3) 平成23年度税制改正大綱(抄)

(平成22年12月16日 閣議決定)

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

1. 納税環境整備

(6) 国税不服審判所の改革

(争訟手続)

国税の不服申立手続の見直しについては、基本的には、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行
われている、①「行政不服審査法の見直し」(審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審
理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等)や、②「不服申立前置の見
直し」の方向性を踏まえて検討を行う必要があります。

内閣府・行政救済制度検討チームの議論が来年以降本格化することを踏まえ、不服申立期間、証拠書
類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方については、同検討チームの結論を踏
まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。

なお、

- ① 不服申立期間については現行の期間制限(2月)を延長する方向で、証拠書類の閲覧・謄写の範囲
については審査請求人と処分庁とのバランスを踏まえつつ拡大する方向で、それぞれ検討を行うこと
とします。
- ② 不服申立前置のあり方については、納税者の利便性向上を図ることが求められていることから、争
訟手続における納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、以下の点にも留意しつつ、原則として
2段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す方向で検討を行うこととします。
 - イ 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮してお
り、裁判所の負担軽減に役立っていること
 - ロ 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」(平成22年9月14日)の指摘にもあ
るように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること
 - ハ 行政に対し自律的に迅速かつ統一的に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること
 - ニ 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立てが前置されていること

(争訟機関)

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

- ① 民間からの公募により、年15名程度採用します。
- ② 3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。

さらに、国税不服審判所については、内閣府・行政救済制度検討チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行うこととします。

第3章 平成23年度税制改正

9. 検討事項

[国税]

- (3) 不服申立手続については、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方について、内閣府・行政救済制度検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。また、国税不服審判所については、同チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行います。

(4) 平成26年度税制改正大綱(抄)

(平成25年12月24日 閣議決定)

II Iに追加して決定する事項

六 納税環境整備

3 国税・地方税不服申立制度の見直し

(国 税)

国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

- (1) 処分に不服がある者は、直接審査請求ができることとする(現行:「異議申立て」と「審査請求」の2段階の不服申立前置)。なお、現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求(仮称)」に改める。
- (2) 不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から3月以内(現行:2月以内)に延長する。
- (3) 審理関係人(審査請求人、参加人及び処分庁)は、担当審判官の職権収集資料を含め物件の閲覧及び謄写を求めることができることとする(現行:審査請求人及び参加人の処分庁提出物件の閲覧のみ)。
- (4) 審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備を行う。
- (5) 国税庁長官の法令解釈と異なる解釈等による裁決をするときは、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないこととする。国税庁長官は、国税不服審判所長の意見を

相当と認める一定の場合を除き、国税不服審判所長と併せて国税審議会に諮問することとする。国税不服審判所長は、その議決に基づいて裁決しなければならないこととする。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(5)を除き、改正行政不服審査法の施行の日から適用する。